

ID: 3040

担当部署: 産業課

処分の概要	表示義務等の違反に対する是正命令		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第19条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
<b>【基準】</b> 法第19条第1項の規定による。 (表示義務等の違反に対する是正命令) 第19条 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第1項若しくは第2項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票(以下「表示票」と総称する。)を添附せず若しくは同条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の書面(以下「表示書」という。)を交付しないで種苗を配布し、又は同条第3項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日